高松市重層的支援体制整備事業実施計画
令和４年度実施状況の点検・意見聴取結果

１　実施状況報告の点検にあたって

１ 点検の概要

令和４年３月に策定した「高松市重層的支援体制整備事業実施計画」について、重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドラインに基づく実施状況の点検として、地域の支援関係機関・支援団体などで構成される高松市社会福祉審議会に令和４年度の実施状況の報告を行い、御意見をいただいたものです。

また、重層的支援体制整備事業のうち「生活困窮者支援等のための地域づくり事業（本市では、共助の基盤づくり事業）」については、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における事業の実施状況について評価を行い、国に報告することが求められているため、別途、御意見をいただきました。

２ 点検日時等

会議名：令和５年度　高松市社会福祉審議会

日　時：令和５年６月１６日（金）午前１１時～午後０時

場　所：高松市役所　１１階　１１０会議室

社会福祉審議会の様子

2　意見聴取結果

御意見１　アウトリーチ等事業

　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について、地元でもまるごと福祉相談員が積極的に周知活動をしているが、評価指標を見ると支援プランの策定人数が少なく、相談支援につながっていないことが課題と見受けられる。こういった課題をどのように受け止めているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか。

（答）

　困りごとを抱える方へのアプローチについては、積極的に行えていると認識しているが、御指摘のとおり、実際の支援プランの策定につながっていないことが評価指標に表れている。

　まるごと福祉相談員は、相談支援機関との関係性構築を積極的に行っており、これまでの経験から、支援プランの策定には至らないまでも、必要な支援につなぐことができていると認識している。

　今後、複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない方や自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立している方などを確実に支援につなげるため、引き続き支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集に努め、必要な支援につなげてまいりたい。

御意見２　アウトリーチ等事業

　まるごと福祉相談員によるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の相談支援件数が７３１件と、多くの相談を限られた人数で対応されている。まるごと福祉相談員を増員する考えを伺いたい。

（答）

　まるごと福祉相談員を増員する考えについて、現在、全市域に１５名配置しており、アウトリーチ件数については評価指標 No.1 のとおり１１，０３５件　一人当たり７３５件、相談支援件数についても７３１件、一人当たり４８件の支援を行っており、一人当たりの負担が増加していると認識している。

重層的支援体制整備事業は、各相談支援機関による分野を超えた連携体制の整備を目指すものであるため、まるごと福祉相談員の負担は事業を進めるにつれて減少していくことが、好ましいと考えている。

相談支援機関の意識醸成を図りながら、各相談支援機関での連携を強化し、まるごと福祉相談員の負担軽減を図りたい。

御意見３ アウトリーチ等事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について、支援プランの策定につながらない大きな要因として、居場所づくりへの支援や、中間的就労の場が不足していることが考えられるため、これらを充実させる考えを伺いたい。

（答）

重層的支援体制整備事業のうち、参加支援事業において、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行っており、既存の社会資源に働きかけるなど、参加支援事業の実施に協力いただける社会資源の拡充を図っているところである。

複雑化・複合化した課題を抱える方は、社会とのつながりを持つことに消極的な方が多いため、新たに居場所や中間的就労の場を作るのではなく、既存の社会資源を発掘して、利用者のニーズや状態に合った支援メニューを実施できる社会資源の確保に努めたいと考えている。

御意見４ 包括的相談支援事業 多機関協働事業

現在、自治会の加入率が低下しており、地域での人間関係が希薄化していることや、個人情報保護の観点から、本当に支援を必要としている方の情報を把握できないことが問題となっている。

各相談支援機関など相談を受け付ける側が積極的に関わっていかないといけないのか、相談支援機関は受け身状態で困りごとを抱える方からの相談により支援を開始するのか、市としての考えを伺いたい。

（答）

御指摘のとおり、自治会加入率の低下に歯止めがかかっておらず、また、個人情報の取扱いに関しても、相談支援機関同士や行政内部での共有が難しくなっている。

このような中、重層的支援体制整備事業では、複数の支援機関が連携して支援を行う必要があるケースなどについて、参加者に守秘義務を課して個別ケースについて検討することが可能となっているため、こういった仕組みを活用してまいりたい。

また、困りごとを抱える方は、どこに相談したらいいのか、そもそも何が課題かも分からない状況が多いため、行政や支援関係機関、地域住民による潜在的な相談者の見つけ出しが重要と考えている。

御意見５　アウトリーチ等事業

まるごと福祉相談員という名称については非常に認知度が高まってきているが、役割についての認知度が低いと感じている。件数だけではなく、日々の活動状況など具体的な取組を掘り下げて説明する必要があるのではないか。

また、重層的支援体制整備事業は、各相談支援機関による分野を超えた連携体制の整備を目指すものであるため、まるごと福祉相談員の負担は事業を進めるにつれて減少するのではないかとあったが、現状に即しているのか疑問がある。まるごと福祉相談員の本来の役割は、必要な支援につなぐことであるが、つなぎ先がなかなか支援を進めてくれず、まるごと福祉相談員の負担が増加しているケースもあるため、こういった現状を踏まえた上で、判断いただきたい。

（答）

市民や関係機関への周知を継続して行い、まるごと福祉相談員の役割を認識いただけるよう取り組んでまいりたい。

まるごと福祉相談員の配置数についても、活動状況等をしっかりと把握した上で、適切な体制かどうか、随時、検討してまいりたい。

御意見６　**地域づくり事業**　**＜共助の基盤づくり事業＞**

市としての予算措置として、例えばボランティアの人への食事代などは対象となるのか。

（答）

補助金として各地区 20 万円を上限としており、ボランティアの人件費や食事代については、補助金の対象外となっている。市が独自に作成している活動の手引きには、助成対象となる経費を記載している。ボランティアの方々のお茶は経費対象である。

御意見７　**地域づくり事業**　**＜共助の基盤づくり事業＞**

ボランティアの高齢化が問題となっており、若い世代をどのように巻き込むかが課題であるため、市として取り組んでいただきたい。

（答）

検討してまいりたい。